

## 豊臣秀吉文書に関する基礎的研究

### 三 鬼 清一郎

はじめに

一、判物と印判状

二、いわゆる「御内書」様式について

三、知行宛行状の性格

四、法令発布の諸形態

五、関白発給文書について

附、公帖について

六、記録類に収められた文書について

おわりに

はじめに

豊臣秀吉の発給文書は歴大な数にのぼると思われるが、その全容はつかみ得ていない。量的には勿論、豊臣政権の展開過程に即して、どのような種類の文書が発給されていくか、またそれは、従来の文書様式にてらして、いかなる特徴を有するかといったことについても、断片的な事象しか知られていないのである。まして、この時代に固有の性格を抽出し、的確に分類整理し内的構造を明かにしていくような試みは、いまだ途についているとは言い難い状況にある。これまでの古文学研究の成果に導かれつつ当該期の史料を分析し、古文書学（さ

らには、それをも包摂した史料学）をより豊かなものにしていくことは、中世と近世との研究上の断絶状態を克服していくためにも必要なことであらう。

秀吉に前後する時代について考えれば、信長には奥野高広氏『織田信長文書の研究』<sup>(1)</sup>、家康には中村孝也氏『徳川家康文書の研究』<sup>(2)</sup>および徳川義宣氏『新修徳川家康文書の研究』<sup>(3)</sup>が刊行され、発給文書の集大成がはかられている。これに対し、秀吉に関しては、戦前に日下寛氏『豊公遺文』<sup>(4)</sup>が刊行されているものの、収録点数は僅か七八一通にすぎず、その中には秀吉の奉行人や宿老クラスの発給文書も含まれ、かつ出典が明記されていないため、利用に不便である。東大史料編纂所影写本を基にしていると思われるが、どのような基準で文書の取捨が行われ、どの部分から抽出されたかが分らないため、その全容を窺うことは非常に困難である。したがって、豊臣秀吉文書については、研究の土台すら十分に確定されていないと言わざるをえない。

私はこのことを遺憾に思い、これまで少しずつではあるが秀吉文書の蒐集にとめて来た。この作業は今後とも続けなければならず、全体を網羅するには程遠い状況だが、一つの区切りをつけるために、近

く『豊臣秀吉文書目録』<sup>(5)</sup>を刊行する予定である。不十分な内容であることは自覚している。しかし、何らかの「叩き台」がなければ脱漏や重複等の確認もできず、新たに段階での作業にすすめないもので、あえて中間報告にふみ切った次第である。史料の誤読や分類ミスもあり、無年号文書の年代比定なども未整理のまま提示することになるが、大方の御教示・御批判をいただいて、補訂を重ねていきたい。近い将来において、同学の人々とともに『豊臣秀吉文書集』を編むことができれば望外の喜びとと思っている。

本稿は、この作業過程において気づいたことのメモである。古文書学的な研究には至っていないが、豊臣秀吉文書の性格などを考えるうえで、今後の手懸りをつかむための一助にしたいと考えている。

### 一、判物と印判状

秀吉の発給文書で圧倒的に多いのは朱印状である。初見は天正十一年六月十三日に江州諸浦船大工四拾人中に宛てたものとされ、翌年の小牧・長久手の戦の頃から多用されてくる。印章は直径四センチ・円型・印文不明のもので、秀吉個人を表示するものである。これが私印としては唯一のもので、信長のように印章の改変は行っていない。また黒印状はみられない。花押も信長のように多くの種類を用いることなく、一般には同じ形であるが二類型に分けられている程度である。

秀吉の朱印状は、みずから「御朱印」と称しているように、その権

威と権力をもとに、大名・寺社・鄉村から高麗国にいたる殆んどすべてを対象に、禁制・掟書・知行宛行状から書状などに多く用いられている。判物も並用されているが、一見するところ混用されているかにも見える。しかし、儀礼上の厚薄を十分に考えて使いわけているように思われる。

天正十六年四月十五日、秀吉は後陽成天皇の聚楽第行幸に際し、近江国高嶋郡の土地を公家衆に寄進した。周知のことがらであるが、この際に発給された宛行状における儀礼の方式は、江戸幕府にも踏襲され、たとえば「寛文印知」<sup>(7)</sup>の際のモデルになったものと思われる。たとえば、公家衆の筆頭格である近衛氏の場合は次の通りである。<sup>(8)</sup>

#### 就今度聚楽

行幸、近江国高嶋郡海津西庄浜分内式百石令宛行訖、弥被励御奉公、其家道々可被相嗜状如件

天正十六

卯月十五日 秀吉(花押)

近衛殿

この宛行状は、どの公家衆に対しても殆んど同じ文言で与えられている。僅かの違いは、書止文言が「可被相嗜状如件」が「可被相嗜候也」に変わるだけである。しかし、宛所の位置および花押・朱印の使いわけ、敬称の書き方などの儀礼は、非常に厳格に守られているように思われる。

△△秀吉(花押)と、署名・判物の形。

前記の近衛氏（近衛信輔は従一位）のほか、梶井宮<sup>(9)</sup>（一〇〇石）、青蓮院<sup>(10)</sup>（一〇一石五斗）、大覚寺<sup>(11)</sup>（二〇〇石）など門跡クラスに宛てたもの。文言は近衛宛と全く同文であるが、宛所の位置は一段低く、四月十五日の「月」字の位置が書き出しである。

△B▽署名は無く、花押のみを据えたもの。

烏丸<sup>(12)</sup>（一〇六石）、久我<sup>(13)</sup>（一〇五石）、花山院<sup>(14)</sup>（一〇〇石）、万里小路<sup>(15)</sup>（一〇〇石）、妙法院<sup>(16)</sup>（一〇〇石）などに宛てたもの。

書止文言はAに同じ。「殿」の字体はAより崩れている。宛所の位置は四月十五日の「十」字に対応している。このほかに勸修寺<sup>(17)</sup>（二〇〇石）、藤右衛門督<sup>(18)</sup>（高倉永孝、二〇〇石）があるが、書止文言は「可被相嗜候也」と、Cグループに準じている。石高二〇〇石と、他家の二倍であることとバランスをとったものか。

△C▽朱印のみ。署名は無いもの。

土御門<sup>(19)</sup>（五〇石）、烏丸侍従<sup>(20)</sup>（五〇石）、新蔵人<sup>(21)</sup>（五〇石）などに宛てたもの。書止文言は「可被相嗜候也」で敬称は「とのへ」と仮名書きとなつている。宛所の位置はBより更に低い。なお署名（朱印）というタイプは見出せないため、この三類型に分けられる。

朱印の押捺位置については、ほとんどの「日下」になっており、年月日の文字と重ならない形で押捺されていたが、天正十九年頃より「日」字に重なるように押捺されるのが殆んどである。押捺位置に一定の法則性が見出されるならば無年号文書の年代比定にも応用しうるのであるが、例外もあって断定は留保される。管見では、「日」字に重なるよ

うに押捺されたものとして天正十四年十一月廿一日付の知恩院への宛行状<sup>(22)</sup>が、最も早い例である。天正十七年十二月朔日に山城の寺社に対して地子免許の特権を認めた秀吉朱印状が発給されるが、大部分のものは朱印と年月日の間が空いているのに、青蓮院<sup>(23)</sup>など門跡寺院に宛てたものは、朱印が「日」字と重なっているように、押捺位置についても何らかの意味があるかもしれない。

朱印の押捺位置が日下でない場合もある。これは例外的なものであるが、たとえば文祿四年五月五日付で後藤徳乗に宛てた三ヶ条の定書<sup>(24)</sup>は、書き下し年号の上部に捺されている。また、天正十三年閏八月の越中国内に下した三ヶ条の禁制<sup>(25)</sup>は、袖上部に朱印が捺されており、同年十一月の山城の寺院に与えた寺領目録<sup>(26)</sup>では、年号と宛所の中間に捺されている。押捺位置が朱印状にどのような機能を付与するかといった問題も、考察の対象としていかねばならないであろう。

秀吉は家臣の発給文書に自らの朱印を据える場合がある。天正十三年五月に丹羽長重が溝口秀勝に与えた知行宛行状<sup>(27)</sup>（判物）の袖中央に秀吉の朱印がある。このとき長重は、父・長秀の遺領を継いで越前・若狭および加賀半国（能美・江沼郡）を領したが、年令は僅か十四才であった。当然のことながら家臣団の統率能力に欠け、動揺を抑えることは困難と思われる。秀吉は、この機に乗じた反乱の危険を回避し、長重に領国支配を全うさせるため、これに権力的保証を与えたものである。なお溝口秀勝は、同年閏八月に秀吉から同じ内容の知行宛行<sup>(28)</sup>わられている。これは大名と家臣の間に結ばれた知行関係に秀吉が

介入することを意味し、領国経営にも多大の影響を及ぼす結果となる。

同じような例として、文祿四年十二月朔日に小早川秀秋(秀俊と名乗る)の領判物に秀吉が袖朱印を据えたものがある。このとき秀秋は十四才であった。また、同じ日付の秀秋発給の知行方目録には、ト一タルの数字を確認するかのようになり、秀吉の朱印が押捺してある。秀吉の家臣でもあり豊臣一族(秀次の弟)でもある羽柴秀保が、伊藤忠兵衛尉に紀州名草郡で五〇〇石の地を宛行つた際の文書には、日付の上部に秀吉朱印が捺されている。これらは家臣による知行宛行状の効力を高めるためになされたものであるから、たとえば永祿十三年正月に織田信長が定めた五ヶ条の条書に、足利義昭が袖印を捺した「複合印判状」とは性格を異にすることは言うまでもない。

朱印状ともなれば、同一文書が複数作成されることが容易となる。たとえば天正二十年正月の高麗国に出した禁制五ヶ条は、前田家だけでも五通あり、すべて異筆のものである。これは、出陣前に作成されたあつかも朝鮮全土が征服されたものとみなし、象徴的な意味合いをこめて、武將達が大量に携帯していったものとみられる。国内においても一国単位での禁制の例は、天正十七年十二月に遠江国へ下したものである。

中世にみられない文書様式の例としては、陣立書がある。初期のもののは判物であるが、朝鮮出兵の折には朱印が捺されている。これは、中世文書における軍忠状・軍勢催促状などの様式が消滅していくのに対応するもので戦闘のあり方が個人戦から集団戦へと推移していく状

況を示すものといえよう。秀吉朱印状(および判物)は、このような時代推移のなかで生み出されたものであるが、以下、様式面からの検討を中心に、若干の考察を試みたい。

## 二、いわゆる「御内書」様式について

御内書は室町將軍が発給する直状形式の文書で、御判御教書に代って用いられ、書状から転化したものと定義づけられている。この様式は徳川將軍にひきつがれていくが、征夷大將軍に任せられたことのない信長や秀吉が、これと同じ様式の文書が発給したとしても、御内書とは呼ばれない。御内書が將軍発給文書という属性をもつ以上、ある意味では当然のことである。しかし、同一様式の文書を、一方では「足利義昭御内書」と呼び、他方を「豊臣秀吉朱印状」と呼ぶことには、様式論からみれば落ち着かない感じを与える。これを解消するには、御内書という語を避けることも一つの方法であろう。しかし、この文書様式は、一定の歴史的経過のなかで生み出されたもので、他の様式と対比する際に有効性は十分にあると思われる。むしろその積極面を生かして、問題を考えるうえでの手懸りとすべきではなからうか。

秀吉は関白任官以降、この御内書様式の文書を多用している。形式は義昭発給のそれと全く変るところはない。秀吉自身もこれを「内書」と称している。その限りでは室町將軍発給の文書様式を忠実に継承しており、たとえば「関白家御教書」といった様式を生み出してはいない。秀吉文書は殆んどが直状で、奉書形式はみられないことが特徴的

である。その点、東国の戦国大名発給の文書様式とは関りがなかったように思われる。<sup>(38)</sup>

御内書様式の文書は「猶何某可申候也」で結ばれるものが多い。この者は御内書の発給をとりしきり、みずからも添状（書状様式）を書き奉行人クラスである。複数の奉行人が連署して添状を出す場合もあるが、これは江戸幕府の老中奉書と同じ様式となっている。対象となっている武将や寺社と添状発給者が決っている場合もあり、「取次」の關係にあったものと思われる。添状発給者を時代別・対象別・事項別などに整理・分析することによって、豊臣政権を支える奉行人層の存在形態を知ることができ、そこから権力の性格の解明に迫ることが可能となるので、『目録』では一点ずつ奉行人を記載する予定である。この奉行人の官途名など自称のあり方によって、無年号文書の年代比定の手懸りをつかむことができよう。<sup>(39)</sup>

御内書様式の出現にともなって、秀吉文書には独特の「自敬表現」がみられるようになる。これはロドリゲス『日本大文典』<sup>(40)</sup>で既に指摘されており、織豊時代のキリシタン宣教師がこのような表現法に着目していたことに改めて驚かされる。被聞召・思召など自己の動作に敬称をつけるものと、御出馬・御書など名詞に敬称をつけるものがあり、国語学者による研究がある。<sup>(41)</sup> 信長の場合も僅かながら自敬表現がみられるが、殆んど無いといった方がよいであろう。逆に、秀吉の場合の用例は枚挙にいとまがない。自敬表現は、そのうち家康・秀忠ら江戸幕府將軍発給の御内書にひきつがれていく。

豊臣秀吉文書に関する基礎的研究(三鬼)

文書の様式変化を発給主体の性格変化と直結させるような速断は避けなければならぬが、具体的作業から知りうるポイントの一つとして考察の対象とすべきであろう。もちろん秀吉は、御内書様式と書状様式とを、対象に応じて使いわけており、表記法にも周到な配慮がみられ、独特の「書札札」をもっていたように思われる。それが豊臣政権の展開過程にしたがって変化していくことは、後述する若干の事例からもうかがわれる。政権の本質をさぐる手掛りは、さりげなく記された文書様式のうちにも潜んでいるように思われる。

征夷大將軍という官職に就かなかった秀吉（および秀次・秀頼）が、室町將軍と同一様式の文書を発給しても、それを「御内書」と呼ばないことは当然であろう。しかし、『大日本古文書』においてさえ、この種の文書についても「御内書」と命名している例もある。<sup>(42)</sup> 一時的にせよ様式論を軸にして文書名称を統一する動きがあったかとも思われるが、その状況を知ることができない。同じ性格の文書の呼称を統一することは、無用の混乱を避けるために必要であるが、個々の文書の様式を再検討し、その本質を抽出して再構成する作業もすすめていかねばならないであろう。

### 三、知行宛行状の性格

御内書は書状様式が変化したものであるが、領主階級内部において主従關係の根幹をなす知行宛行状も、その系統として理解されよう。秀吉が家臣に給付した知行宛行状や寺社への所領寄進状は、「全可有領

知之状如件」や「全可有寺納候也」など、御内書と同様の書止文言が記されるのが一般的であるが、それと並んで、次のようなものもみられる。

△A▽当郡持寺郷之内百貳拾石事令支配候、全領知不可有相違候、恐

々謹言

羽柴藤吉郎

天正貳

九月十一日

秀吉(花押)

浅野弥兵衛殿

申給へ<sup>(44)</sup>

△B▽以神東郡内貳百石進之候、当年者六ッ物成、於百姓前可被請取

候、所付之儀者重而可申候、恐々謹言

羽藤

九月廿一日

秀吉(花押)

上部越中守殿

△C▽三木郡之内淡川谷三千貳百六拾石進之候、全可有領知候、恐々

謹言

筑前守

天正十

八月廿八日

秀吉(花押)

有馬中務入道殿

いずれも書状様式を濃厚にとどめている。とくに△B▽は付年号すら欠いており、全くの書状といえよう。これは、天正八年の播磨検地の際のもので、「天正八」という記載のある文書は多数発給されている。信長の検地でありながら、秀吉が奉行人として采配を振り、家臣

に知行を給付したものであるが、この際、所付<sup>11</sup>知行地の指定は翌年にまわし、当年は六ッ物成<sup>11</sup>六割の年貢率で米を与えるという内容である。当然のことながら、所付が確定すればこの指示は解除され、給人が任意に定める免率によって年貢徴収が行われる。秀吉がみずから年貢免率を定めるといった性格のものではない。

秀吉の知行宛行状が書状様式から出発していることは、室町將軍による所職の補任状が御判御教書の形式であることと対照的である。石高制を前提として給与される近世の知行の特質を示すものと思われ、主従関係が極めてパーソナルなものであることを意味している。天正初年における秀吉の知行宛行状には「猶依忠節可申談候」といった文言が散見される。

天正九年三月十八日、秀吉は浅野長政に知行を増したが、その内訳は「目録」として別紙に記されている。知行宛行状と知行目録が分離していくにつれ、宛行状の形式も定まり、たとえば恐々謹言といった書止文言や、忠節云々といった雑多な表現は徐々に姿を消していく<sup>(50)</sup>。

寺社・公家衆に対する宛行状にも特殊な文言がみられる。秀吉は天正十三年十一月廿一日に山城で大量の寄進を行っているが、公家衆に対しては「全領知可専朝役之状如件」<sup>(51)</sup>、門跡の梶井宮に対しては「全可被領知可被守勅断等之事如件」<sup>(52)</sup>と、朝役・勅断をことさらに強調している。また青蓮院に対しては「全院納可被守勤行之状如件」<sup>(53)</sup>で結ばれている。

この際に注目をひくものに「悔返し」の文言が記されていることである。秀吉は天竜寺<sup>(84)</sup>・長福寺<sup>(85)</sup>・東福寺<sup>(86)</sup>などに対し、散在している所領をまとめ直して寄進しているが、その際に仏事勤行を懈怠なく励み、堂社修理以下を油断なく行うことを命じ、「若於無沙汰者可悔還之候也、仍状如件」で結んでいる。この場合は寺領に限られているが、秀吉は寺領寄進に際しても「宛行」という表現を用いており、給人に対する知行宛行状と区別を設けていない。一般に悔返しは、中世の武家社会において、親子・夫婦・師弟などの縁に基いて土地などを贈与したのち、これを受けた側に不孝・不貞・怠慢など誠実関係にもとる事実があった場合、贈与を無効にして没収する行為を指し、親などにその権利は留保されていた。中世的な本主権の觀念によるものと思われる<sup>(87)</sup>。この場合、秀吉は悔返しの権利を主従関係に基いて発動することを宣言したとも解釈できよう。秀吉が諸大名を改易する際の論理と同じである。

一般の知行宛行状についてみれば、天正十二年九月の伊勢国知行割<sup>(88)</sup>において「無軍役」の文字がみられる。役高と無役高を区別し、軍役人数を指定する例として、天正十七年九月に細川藤孝・忠興父子に与えられた丹後国の領知状がある<sup>(89)</sup>。また、在洛料・在大坂料・堪忍分・化粧料など種々の名目で与えられる場合や与力分の指示などもある<sup>(90)</sup>。

知行宛行状で異様に感じられるものとして、天正二十年三月廿三日に正室の北政所に対し一万石を与えたものがある<sup>(91)</sup>。所付は大坂城の南方の平野庄・天王寺などであるが、この地は豊臣氏の蔵入地に含まれ

ていた<sup>(92)</sup>。したがって通常のものとは全く性格を異にするが、形式的にみれば通常の知行宛行状と全く変るところがなく、秀吉と北政所とは主従関係で結ばれ、軍役奉仕の義務を負うことになる。形態と内容が乖離している文書は、このほかにも多くあるものと思われる。

#### 四、法令発布の諸形態

秀吉が発布した法令はどのような形態をとり、いかなる機能を果たかを考察したい。いうまでもなく豊臣政権は、織田政権を換骨奪胎して成立し、関白任官によって権威と権力を付与されたものであるから、天正十三年七月以降に限って検討する。公家法との関係を重視しなければならぬが、ここでは発布手続きを中心にみていくことにする。

秀吉朱印状として与えられるものとして「刀符令」を例にすれば、天正十六年七月八日付のもの<sup>(93)</sup>と、八日という日付を欠いて、「七月日」として発布されたものがある<sup>(94)</sup>。全三ヶ条でいずれも同文である、宛所は記されていないが、端裏に「羽柴柳川侍従とのへ」と記されている例があるように、配下の諸大名に一斉に与えられたものである。同十八年八月十日付の秀吉朱印状に「日本六十余州<sup>(95)</sup>」とあり、天下一統の法と意識されていた。国主・給人・代官の責任において百姓から武器を没収し、豊臣氏の奉行人にそれを引渡すことを内容としている。僅かな日数のうちに多量の武器が進上されていることからみても、各地で領国支配の確立をめざしている大名にとって好都合な法令であっ

た。とくに一向一揆の盛んだった地域では、百姓側の抵抗を根絶するために、必死で刀狩りが行われたものと思われる。この法令は百姓自身を対象としたものであるから、町人に適用されなかったことは当然である。

同じ日付で出された三ヶ条の「海賊禁止令」<sup>(67)</sup>は、地頭・代官が船頭・獵師より誓紙を徴収し、国主が一括してそれを奉行人へ提出することを要求したもので、直接的に武器を没収することを目的としていない。またこれは伊予・備後間の伊都喜島(齋島)における海賊行為の発生という偶発的事件を契機に発せられたもので、両者は性格を異にしている。武器の没収と誓紙の徴収が同時に行われた例も知られているが、法令の発布形態の違いは無視することはできないであろう。<sup>(68)</sup>天正十九年八月廿一日付の「身分法令」<sup>(69)</sup>三ヶ条をはじめ、秀吉朱印状として発せられたものは多い。天正十五年六月十九日付の「宣教師追放令」<sup>(70)</sup>五ヶ条も同様であるが、この正文はキリシタン側に手渡されたため、国内には写しが残るだけである。<sup>(71)</sup>結果的にみれば、初の外交文書として機能した秀吉朱印状ということができよう。

秀吉朱印状としてではなく、宿老クラスの連署形式で出される法令もある。文禄四年八月三日の「御掟」五ヶ条、「御掟追加」九ヶ条<sup>(72)</sup>は、秀吉存命中には他に例をみない様式のもので、単発的な法令の多いなかでは特異な存在といえよう。連署者の人数・順序・条文の項目数・制定日などについての異同があり、「追加」の第三条には所務規定もみられる。この法令の実質的制定者は秀吉であるが、秀次事件直後と

いう空前の領主的危機に際して発せられたという事情をもとに、その歴史的意義を考察する必要があるように思われる。<sup>(73)</sup>

秀吉の法令が奉行人クラスの連署状として出される場合がある。その多くは「為御意急度申入候」のように、それが秀吉の意志に基くものであることを強調するところに特徴がみられる。(度長二年)三月七日付の「五人組・十人組の制」<sup>(74)</sup>は、いわゆる五奉行のうち浅野長政を除き、宮部継潤を加えた五人の連署で、特定の大名に宛てたものである。秀吉朱印状は発布されていない。恐々謹言で結ぶ書状形式で、江戸幕府の老中奉書と同じ形式である。

(慶長二年)四月十二日付の「田麦年貢三分一徴収令」<sup>(75)</sup>は、山城の寺社へは前田玄以から、武将クラスには玄以を含んだ四奉行から出されている。全国にむけて発布されたもので、直轄領・給人知行地のすべてを対象としている。この法令は慶長三年八月廿二日、秀吉の死を契機に撤回されたが、それを諸国に伝える書状も五奉行の連署で出されている。<sup>(76)</sup>

豊臣政権の五奉行制は、秀吉の死の直前に制定されたものであるから、極めて短い期間存在したにすぎず、残っている文書の数も多くない。署名の順序は不同であったようで、三名または四名が連署する場合も順序は一定していない。それより以前は、五奉行と同格の武将、たとえば木下吉隆・富田知信・宮部継潤・山中長俊といった武将が適宜参与しており、メンバーは流動的であったように思われる。

欠年(慶長二、三年)二月十五日、浅野長政を除いた四奉行が発し



た「日用取禁止令」<sup>(77)</sup>は、給人に対し、日用を備うることによって家臣の召抱え人数を減らすことを禁止したもので、その前年にも同じ趣旨の法令が出されていたことが知られる。また、慶長二年九月七日に四奉行が浅野長政に出した連署状<sup>(78)</sup>は、代官所の蔵米払方についての指示で、法令ではないが、浅野は四奉行と同格の立場でありながら、みずからが管理する蔵入地の年貢米運上について誓紙を徴収されている。これに違反した場合、三度迄は奉行人からの申入れがあるが、それでも聞き届けられないときは秀吉に告げられ、成敗が行われることになっていた。当時における司法手続きの一面が知られる。朝鮮出兵に際して出されたと思われる長束・増田・前田(民部卿法印)の連署状<sup>(79)</sup>は、蔵入地の詰夫を二千人につき一人の割で徴収することを近江の観音寺に指示したものである。琵琶湖沿岸で行われた水主改めなどと関連するものである。

豊臣政権において重要な意義をもつ法令でありながら、どのような形態で発布されたか不明のものもある。次項にかかわる関白発給文書であるが、天正十九年十月頃に秀吉が発した「御前帳徴収令」<sup>(80)</sup>、翌二十年三月頃に秀吉が発した「人掃令」<sup>(81)</sup>がそれにあたる。いずれも法令の原形が残されておらず、施行細則のような史料からその存在を知ることができにすぎない。どのような形式で、幾ヶ条の法令が発せられたかは分らず、あるいは口頭で発せられたかとも思われる。主従関係に基いて発せられるものと異り、関白としての権能から、国一郡一村という律令的な行政機構に則して発せられる国制的性格の法令

が、発布形態不詳であるということは、偶然の結果なのであろうか。

豊臣政権期の法令は、秀吉(または秀次)の朱印状として発せられるものが最も多いが、宿老層(五大老)連署の条目として、又は奉行層の連署状として出されるものもある。それぞれが法としての機能にどのような性格を付与され、いかなる差異を生じさせているか、言いかえれば、秀吉はどのような基準で、法令の発布形態を変えているかといった点は、これまで殆んど考えられて来なかったように思われる。またそれが、後世にどのような影響を与えたかについても、あまり知られていないように思われる。前述の「田麦年貢三分一徴収令」が、僅か一ヶ年で撤回され、法令としては全く定着をみなかったにもかかわらず、江戸時代の毛利氏領国では、「麦作の義ハ三分式百姓に遣、三分一給主取候へと天下の御法度にて候へ共、……」<sup>(82)</sup>と、普遍的な法理として生きていることが知られる。これには特殊な事情が介在していると思われるが、豊臣政権下の法は、室町期や江戸期の法とあわせて、さらにその実態と性格を究明し、その特質を把握していく必要があると思われる。

##### 五、関白発給文書について

関白としての豊臣政権の性格を解明するため、関白の名において発給された文書の性格について考えていきたい。秀吉が全大名に対して知行を授けて主従関係を結び、国家体制の中枢を占める関白職に就任したことは、前近代社会において権力の正統性を保証するものであつ

た。その根拠として、天皇による日本全土に対する進止権を委任されたという論理が働いており、「勅詔」をもとに全国へ命令することであった諸大名に対する恩給権(その対極にある廢絶権)は本来的に軍事指揮権に附随するものであったが、それは主従制の形をとって実現することが可能であった。それによって秀吉は、みずからが形成した支配権力を、「公儀」として国家権力の域にのぼらせることになったのである。

秀吉は関白就任の直前、天正十三年三月に内大臣に就任したが、それ以降は出陣のたびに伊勢神宮で「御武運安全天下<sup>(84)</sup>一統」の祈祷が勅命によって行われるようになる。これによって秀吉は、あらゆる合戦を夷狄討伐として正統化することができ、朝鮮出兵の指令も大義名分を得たのである。

秀吉はみずから「殿下」を自称していた。秀吉を中核として形成された権力体系それ自身が公儀であるが、それが国家にほかならなかつた。文祿四年九月の方広寺大仏殿落慶法要において、秀吉の「御先祖御吊」が「国家之祈祷」と同じものとして営まれた事実が端的にそれを物語っている。

関白としての秀吉が最初に手がけたことは、天正十三年七月における親王と准后のの座次裁定<sup>(85)</sup>と、同年閏八月の伊勢神宮式年遷宮に際しての内宮と外宮の前後争論の裁定<sup>(87)</sup>であった。秀吉は関白の名において権限を行使し、それによって自己の地位を更に朝廷・公家・寺社の世界へ滲透させていったのである。

秀吉は関白の名において外交文書を発給した。日本年号を用い、朝鮮・琉球を一段低く見下した様式の文書(書状)を発給している。のちに高山国に對しては「前関白」、呂宋国主に對しては「太閤」と名乗っている。この限りでは関白秀次は外交に關与する余地は全くなかったといえよう。<sup>(88)</sup>

この際に用いられた印章は、通常の円型朱印ではなく、方型の「豊臣」印で内印(天皇御璽)よりも大であることが知られている。朱印で、高山国宛のものが現存していることよって確認され、朝鮮国王へ送った返書の写し<sup>(91)</sup>が印章を方形に描いていることから、これも「豊臣」印であったことが分る。その他の文書についても、この印章が押捺されていたことは、ほぼ間違いないものと思われる。

この外交印の印文が「豊臣」であることは、これが豊臣家の家印であると同時に、国制的な最高權威をもつ印章であることを意味するもので興味ぶかい。秀吉の意識において、國家の盛隆と豊臣家の繁栄とは密接不可分のものであった。しかしこの印章は、嗣子秀頼が使用することなく消え去る運命にあった。

秀吉が豊臣姓を与えられた際には確認されていないが、秀次が関白に任官した天正十九年十二月、秀次は豊臣氏の氏長者に任ぜられている。<sup>(92)</sup>これによって豊臣氏は藤原氏五摂家と並ぶ地位を得たのである。関白としての秀次は、文祿二年十月十六日に本願寺影堂留守職について裁断を下している。<sup>(93)</sup>これは宗門内部の相統争いに起因するもので、このとき秀吉も同一内容の文書を発給している<sup>(94)</sup>ので、実際には秀吉の

意志が強く働いていたものと思われる。

最後に、関白職と改元の関係を検討したい。秀吉の関白任官から一年ほど後の天正十四年十一月七日、正親町天皇の讓位・後陽成天皇の即位があったが、このとき改元は行われていない。識緯説が強い影響力をもっていた当時において、踐祚が改元に結びつく例は稀である。

逆に、辛酉（革命）の年に改元が行われなかったのは、永祿四年（一五六一）および元和七年（一六二二）、甲子（革命）の年に改元が行われなかったのは永祿七年（一五六四年）のみで、これは江戸幕府の滅亡にいたる間を通じて確認できることである。また、元龜四年（一五七三年）を天正元年に改めた背後に、信長の強い意志が働いていたことは周知の事実で、室町幕府の滅亡を契機としている。慶長二十年（一六一五）を元和元年に改めた契機は豊臣家の滅亡であったことは言うまでもない。とするならば、その間に狭まれた豊臣政権下における二度の改元は何を契機として行われたものであろうか。

天正二十年（一五九二年）を文祿元年に改めたのは、秀次の関白就任から一年ほどたったときである。この際の改元奉行は今出川（菊亭）晴季<sup>95</sup>で、秀次とは昵懇の公家衆であった。晴季の女は秀次の上臈（一の台の御局）となったが、それゆえ秀次事件に際し三条河原で処刑される悲運をたどる。改元に至る過程は詳らかではないが、秀次の関白任官を契機にしていたことは想定できよう。

文祿という元号は、さきの天正改元の折にも候補にのぼっていた<sup>96</sup>。この選定に秀吉が関与したかどうかは、さして問題ではない。文祿五

年を慶長元年に改めたのは、秀次事件の一年後のことである。つまり、この二つの改元は、秀次の関白就任および関白失脚という事実と結びついていたといえよう。秀吉としては、秀次の関白任官を祝福する意味をこめて制定させた文祿という元号は、秀次の族滅と同時に葬り去り、嗣子秀頼の成長を、新たな慶長という元号とともに見届けたいと願ったのではないだろうか。しかしそれは空しく、関白職は秀頼に与えられることなく、関ヶ原の戦後の慶長五年十二月に九条兼孝が任ぜられ、再び公家衆に独占される結果となった。秀頼自身も大坂夏の陣によって、慶長という元号とともに滅亡する結果となったのである。

#### 附、公帖について

関白発給文書としての公帖は、様式が固定化しており、秀吉・秀次ともに同じ内容のものを発給しているが、そこから逆に、両者の性格の違いを識別する手懸りが得られるのではないか。原文書に接することができず、写真帳などを素材とするため厳密な観察は不可能であるが、できる限り問題に迫ってみることにする。

公帖とは臨濟宗寺院における住持職補任状で、官寺制度を設けた室町幕府の将軍が御判御教書として発給するものである。五山・十刹と諸山という二段階に分れ、書式上の違いがみられたが、さらに江戸時代に入れば、諸山・十刹・五山・五山之上（南禅寺・天竜寺）という四段階に分れ、公帖もそれぞれに応じて異った様式で発給されるとい

られる。<sup>(97)</sup>

上島有氏は、中世文書と近世文書の連続面の検討という視角から、南禅寺文書の公帖を素材に、花押の位置・料紙の形状・墨継ぎの箇所などを綿密に観察し、多くの論点を提出された。<sup>(98)</sup> 氏の視角は、室町將軍家と徳川將軍家の発給文書の様式を対比し、両者の特徴を抑えるところにあるように思われる。したがって豊臣政権下の公帖は、全体を通じての平均的な傾向から、近世的な傾向の端緒ととらえられている。ここでは、秀吉と秀次の発給文書を中心に据え、政権の推移という時間的変化のなかで両者の差異を検討していくことにしたい。

公帖の様式は定形化されており、三行の本文の次に書下し年号と署名・花押がある。宛所はその次の行に書かれるが、年号のどの字と並んだ位置から書きはじめられるかによって、礼の厚薄が示されるものとされている。これとあわせて、宛所が料紙のどの位置にあるかを比較するため、料紙の天を0、地を1とし、宛所を書く際の筆が紙面に最初におろされた位置がどこであるかを数値で示した。この数値が小さいほど、宛所は高い位置から書きはじめていることになり、それだけ相手に対して尊敬の気持があるものと判断してよいであろう。宛所の位置が低ければ、それだけ差出者が尊大な態度であるとみなしうるが、その場合は数値が大となることによって示される。一応これを前提としておく。

秀吉公帖の初見である天正十四年五月日の玄圃和尚を南禅住持職に補任<sup>(99)</sup>する際のものは、書止文言は「可被執務之状如件」で、関白

(花押)となっている。宛所は書下し年号の「五」の位置からはじまり、数値は〇・四八で、中央より僅か上であることが知られる。関白時代の秀吉公帖は、すべて関白(花押)と名乗るが、書止文言のみ、諸山に対しては「可執務之状如件」、五山・十刹に対しては「可被執務之状如件」と、敬称である「被」の有無によって区別をつけている。

この玄圃和尚は、秀吉から公帖をうける僅か一ヶ月まえの天正十四年四月十三日、当時は名目のみであるが將軍職にあった足利義昭から公帖をうけている。<sup>(100)</sup> 書止文言は秀吉のそれと全く同じで、懸紙の書き方も同じである。

義昭 権大納言(花押) 〇・四二

秀吉 関白(花押) 〇・四八

また、真如寺住持職について、天正十一年十二月六日に義昭が令憩西堂<sup>(101)</sup>に、天正十七年四月十一日に秀吉が永鶴西堂<sup>(102)</sup>に、それぞれ公帖を下している。書止文言は「可被執務之状如件」と、ともに十刹に対する表現を用いている。両者を比較すると次のようになる。

義昭 権大納言(花押) 〇・四九

秀吉 関白(花押) 〇・四九

これによって、関白としての秀吉公帖は、足利義昭の公帖様式を極めて忠実に受継いでいることが確認されよう。とく宛所の位置に細心の注意が払われているように思われる。

つぎに、関白時代の秀吉と秀次の公帖を比較してみよう。天正十八

年十一月廿六日に秀吉が周筵西堂<sup>(註)</sup>に、文祿二年十一月十九日に秀次が崇伝西堂<sup>(註)</sup>に、それぞれ禪興寺(十刹)の住持職を補任している。両者を比較すると、本来は同一であるべき「書止文言」から宛所の位置まで、かなりの相違があることに気がつく。

秀吉 関白(花押) ○・四一 可被執務之状如件

秀次 関白(花押) ○・七五 可令執務之状如件

秀次公帖は、「被」を「令」に改めており、尊敬の助動詞から使役の助動詞に変えたことになる。令の字に尊敬の意がこめられているにしても、被に比して格段に劣るであろう。また、宛所の位置も、上から四分の三のところであり、秀吉公帖が真中より上に位置しているのに対し、極端に低い。したがって、秀次公帖は、秀吉公帖に比して遙かに薄礼であるとみなしてよいであろう。

さらに秀次公帖は、懸紙に朱印を用いている。公帖に朱印が使われた先例は無い。懸紙は本文と同じ書式であるのが通例であるが、ここでは「崇伝西堂 関白(朱印)」となっている。一層の薄礼ぶりがうかがわれる。

秀次の死後、公帖の発給権は再び秀吉が握り、「太閤」と名乗るが、この時期のものは、秀次の影響をうけたことによるのか、かなり尊大な様式となる。東福寺文書に残っている四例を次に掲げてみよう。

④文祿4・11・12 太閤(花押) 令柔首座 ○・六二

三聖寺(諸山)住持職 可執務之状如件

⑤文祿4・12・10 太閤(花押) 令柔西堂 ○・五六

豊臣秀吉文書に関する基礎的研究(三鬼)

真如寺(十刹)住持職 被執務之状如件<sup>(可脱カ)</sup>

◎文祿5・2・5 太閤(花押) 文披和尚 ○・五七

南禅寺(五山)住持職 可被執務之状如件

①慶長2・2・21 太閤(朱印) 守藤西堂 ○・六〇

東福寺(十刹)住持職 可被執務之状如件

関白時代の公帖に比して、かなり薄礼である。宛所の位置が低くなったほか、公帖そのものに朱印を用いる様式まで出現する。なお、◎では懸紙に朱印が用いられている。

公帖でみる限り、秀次は秀吉に比して薄礼の文書を発給していた。

秀吉の公帖が薄礼になるのは、秀次死後に再び公帖発給権を手にして以後(太閤時代)で、関白時代は將軍義昭の様式にしたがい、相対的には厚礼であった。もちろん秀次が関白職にあるときには、秀吉に公帖発給権は無い。

秀次の公帖が薄礼であるとするならば、他の発給文書はどうであろうか。ここでは関白時代に限って若干の事例をみることにする。

天正20・8・8 仙石権兵衛尉宛、朱印状<sup>(註)</sup> ○・七五

天正20・8・8 下のせき宛、継船の規定<sup>(註)</sup> ○・七九

文祿2・正・金森出雲守宛、朱印状<sup>(註)</sup> ○・七二

秀吉文書における宛所の位置は、真中よりやや下(○・五〇・六)が一般的であるが、それに比して非常に低く、朱印より更に下に位置するものが多い。それに加えて、宛所の文字が極端に小さいことが特徴的である。あたかも江戸時代の地方文書の宛書「其村名主百姓中」

が、文書の奥端に小文字で書かれていることを連想させる。

文書様式にみられる薄札から、発給主体の尊大ぶりを想定し、さらには権力の性格を云々することは、短絡的であるということにもなる。しかし、僅かな様式上の変化のうちに、それを導いた大きな歴史的要因が潜んでいるかもしれない。それらを丹念に拾い出し、分析・総合する作業もまた必要であろう。秀吉・秀次文書のみならず、秀長・秀頼・秀勝・秀保ら一族の発給文書も網羅的に蒐集し、対象別に年代比定を行い、添状発給者を整理して独自の権力構造を明かにすることによって、豊臣政権を重層的にとらえる試みも、やがて具体的日程にのぼらせなければならないと思われる。

#### 六、記録類に収められた文書について

文書はその現物または写しがそのままの形態としては伝わらず、日記・記録などの中に収められているものもある。法令や書状が原形のまま記されていれば問題はないが、必ずしもそのような場合だけではない。

秀次の側近であった駒井中務少輔重勝の『駒井日記』<sup>(註)</sup>は、秀吉側との交渉の経過をよく伝えており、多数の書状が収められている。関連する法令が記載されているなど、かなりの点数の復元が可能となる。しかし、内容が要約して記されているときなど、もとの史料との対応関係を知るのに困難な場合もある。たとえば、文祿二年十月二日条の「尾張國中御置目等覚書」という山中橋内のメモは、同年十一月廿八

日付の秀吉朱印状<sup>(註)</sup>を基にしている筈であるが、条文の数や順序等に相違がみられる。

記録に収められている文書には、当然のことながら偽文書もみられる。『信長公記』、『太閤記』等の所収文書は、文書それ自体が著者の創作活動のなかで生み出されたと考ええる方が自然であろう。加藤清正関係文書の場合も『清正記』<sup>(註)</sup>所収のものとの関係が気にかかる。

清正関係の文書は散逸し、幾つかに分れて残されているが、そのなかで、たとえば天正九年六月廿九日付の因幡国鳥取城責の折の秀吉感状など、幾つか疑問の余地のある文書がある。それらは特定の史料群にのみ収められ、いずれも『清正記』に典拠がみられる。原形を知りうる形で収められたものはない。したがって、この一連の文書群は十分に注意する必要がある。

また、偽文書は特定の地域に集中してみられる場合もある。天正十年五月の小田原攻めに際して発せられたとされる秀吉禁制<sup>(註)</sup>(三ヶ条)は、当時としては名乗る筈もない「筑前守」が「依仰執達如件」として発したものである。この種のもものは武州の入間郡・比企郡に何通か残され、相州・豆州などには見られない。おそらく江戸時代に、家格保持などの動機で特定の人物に「作成」を依頼したものであろう。

最近、一部に喧伝されている「墨俣一夜城関係」<sup>(註)</sup>の文書などもそれに含まれるであろう。これは『武功夜話』という歴大な記録類とともに残されているが、その文書とは、一見して偽文書と分るものなのである。たとえば、永祿九年寅七月に蜂須賀彦右衛門正勝が前野勝右衛

門長泰に送った書状<sup>(世)</sup>は、書状でありながら「永祿九年」と年号を記し、主君である信長を「織田上総殿」と他人行儀で書くなど、内容・形式・用字等すべての面からみて全く問題にならないほど明白な偽文書なのである。問題は、「太閤記」などの所収文書が「偽文書」だとしても、それは筆者の創作ジャンルの中で生み出されたものであるのに対し、ここでは純粹な「偽文書」が存在しているということである。とするならば、記録としての『武功夜話』の成立事情にも深くかわってくるものと思われる。

秀吉関係文書の蒐集にあたっては、偽文書も含めて行わなければならないであろう。それが作成された契機をさぐることによって、江戸時代における民衆の秀吉観などを知る手懸りが与えられるからである。

### おわりに

現時点において、秀吉関係の一応の整理もついでない状態なので、不十分な検討のままに終らざるをえなかったが、全体を網羅的に蒐集することによって、個別的観察では知りえないことがらも、相互に関連づけることから、新しい理解が可能となり、たとえば年代比定の手懸りをつかむことができると思われる。

一般に流通している文書についても、それが属していた文書群の中に置いて考えることによって、より正確な知見を得ることができであろう。秀吉文書全体を一つの群としてとらえるには程遠く、あるい

は不可能なことかもしれないが、それへの作業だけは少しずつでも進めたいと思っている。秀次・秀頼など豊臣一族の発給文書や宿老・奉行人層の関係史料を合せれば、さらに膨大な量にのぼるが、それをも視野に入れて考えなければならぬ。室町將軍・織田信長・徳川家康や個々の戦国大名の発給文書と対比して、豊臣秀吉文書を総体としてとらえ、分析・研究することができるようになれば、豊臣政権の構造的特質も、少しずつ明かになっていくことであろう。

### 注

- (1) 奥野高広『織田信長文書の研究』上・下巻(吉川弘文館、一九六九～七〇年)。以下『信長文書』と記す。
- (2) 中村孝也『徳川家康文書の研究』全五冊(日本学術振興会、一九五八～七一年)
- (3) 徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』(徳川黎明会、一九八三年)
- (4) 日下寛『豊公遺文』(博文館、一九一四年) 序文に「嘗て史館。編摩之暇、檢覈古今文書。……」とある。
- (5) 昭和六一・六二年度科学研究費・一般研究C「豊臣秀吉文書に関する基礎的研究」の報告書として刊行する予定である。
- (6) 船舶仕法書。『大日本史料』十一編ノ四、六三四頁。
- (7) 大野瑞男「領知判物・朱印状の古文書学的研究―寛文印知の政治的意義(一)―」(史料館研究紀要) 十三号、一九八一年十月) 参照。
- (8) 近衛家文書(白)(東大史料編纂所・影写本)
- (9) 三千院文書(白)(同右)
- (10) 青蓮院文書(白)(同右)
- (11) 大覚寺文書(白)(同右)
- (12) 將軍代々文書(同右・写真帳)
- (13) 久我家文書(同右・影写本)

- (14) 古文書纂(九)(同右)
- (15) 万里小路文書(同右)
- (16) 妙法院文書(同右・写真帳)
- (17) 勸修寺文書(京大文学部博物館所蔵)。なお、勸修寺弁(五八五)あての秀吉朱印状もある。
- (18) 高倉家文書(名古屋博物館所蔵)
- (19) 土御門文書(一)(東大史料編纂所・影写本)
- (20) 將軍代々文書(同右・写真帳)
- (21) 壬生文書(一)(同右・影写本)
- (22) 知恩院文書(一)(同右)
- (23) 青蓮院文書(一)(同右)
- (24) 後藤文書(同右)
- (25) 勝興寺文書・乾(同右)その他。
- (26) 『東福寺文書』(二)、五三八号、その他。
- (27)(28) 溝口文書(東大史料編纂所・影写本)。なお丹羽長重の知行宛行状に秀吉が袖朱印を握えたものとして、上田勘右衛門尉に宛てたもの(岡本文書(一)・同右)などがある。
- (29) 大倉氏採集文書・乾(同右・謄写本、金子平三郎宛)その他。
- (30) 草薙家証文(同右・草薙太郎左衛門宛)その他。
- (31) 専徳寺文書。播磨良紀「豊臣期紀州に関する二つの史料」(一)和歌山地方史研究」九号、一九八五年十二月)所引。
- (32) 『信長文書』二〇九号。
- (33) 尊経閣所蔵文書。
- (34) 鳴江寺文書(東大史料編纂所・影写本)
- (35) 『浅野家文書』一一・一二号に秀吉の尾張出陣・小牧役の陣立書(判物)がある。朱印状としては、慶長二年二月廿一日の朝鮮再征のものが多数残っている。『毛利家文書』(三)、九三二・九三三号、その他。
- (36) たとえば、神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』(臨川書店、一九八七年)は、御内書という語を用いず、「徳川秀忠黒印状」のように表記している。
- (37) たとえば立花文書(一)(東大史料編纂所・影写本)。立花宗茂あての(天正十四年)十月十七日付の秀吉判物に「今度其表堅固相拘付、遣内書之処、為礼儀、同名彈正忠差上候……」とある。
- (38) たとえば、家康が天正十七年頃に東海地方の領国五ヶ国に下した「七ヶ条の郷村掟書」のような文書様式は、秀吉には見られない。
- (39) たとえば、山中長俊が橋内から山城守に、木下吉隆が半介から大膳大夫に変わるの、いずれも文禄二年十月である。前田玄以は、文禄五年五月頃からは、これまで名乗っていた民部卿法印を、徳善院に改めている。しかし、「木下家文書」(注61参照)によれば、文禄四年八月三日の蔵入算用に関する血判起請文では徳善院を名乗っているが、文禄五年正月廿三日に秀頼に対して忠誠を誓った血判起請文では民部卿法印と名乗っている。
- (40) ロドリゲス『日本大文典』(土井忠生訳、三省堂、一九五五年)五九九頁。
- (41) 西田直敏「自敬表現のゆくえーロドリゲス『日本大文典』の自敬表現記述から古代的自敬表現の終焉まで」(『国語と国文学』五八巻八号、一九八一年)同『文体としての自敬表現』の本質―豊臣秀吉文書の場合―
- (42) 『金田一春彦博士古稀記念論文集』第一巻、三省堂、一九八三年十月。
- (43) 信長の場合、御内書様式に近いものも僅かながらあり、「聞召届」といった自敬表現がみられるが、むしろこれは例外とみるべきであろう。『信長文書』七〇一号参照。
- (44) たとえば『吉川家文書』(一)、八三二―八三九号の秀頼発給の黒印状は、いずれも「豊臣秀頼御内書」と命名されている。添状発給者は片桐市正(且元)である。
- (45) 『浅野家文書』三〇八号。
- (46) 可睡斎文書(一)(東大史料編纂所・影写本)。
- (47) 有馬文書(同右)



- (47) 拙稿「豊臣期給人知行権の一考察」安良城盛昭氏『太閤検地と石高制』に寄せて一（『歴史の理論と教育』一九九〇年一月）
- (48) 毛利長府家所蔵文書（『東大史料編纂所・影写本』）天正元年極月吉日、真野左近宛の知行宛行状。
- (49) 『浅野家文書』三二〇・三二一号。
- (50) ただし、知行宛行状が感状を兼ねているような場合、たとえば「自今以後可抽忠勤之由候也」といった文言がつけられている。
- (51) 高倉家文書（名古屋博物館所蔵）、その他。
- (52) 三千院文書（『東大史料編纂所・影写本』）。
- (53) 青蓮院文書（同右）
- (54) 鹿王院文書（同右・写真帳）
- (55) 長福寺重書抄（同右・謄写本）
- (56) 『東福寺文書』（同右）、五三七号。
- (57) 笠松宏至『日本中世法史論』（東京大学出版会、一九七九年） 勝侯鎮夫『戦国法成立史論』（同上、一九七九年）
- (58) 「校本松坂権輿雜集」天、四頁。
- (59) 「細川家記」(一)、(『東大史料編纂所・写本』)。
- (60) 拙稿「豊臣政権の知行体系」(『日本史研究』一一八号、一九七一年四月)
- (61) 山陽新聞社編『ねねと木下家文書』(同社刊、一九八二年十一月)
- (62) 内田九州男「北政所・高台院の所領について」(前掲・注61所収)
- (63) 立花文書(一) (『東大史料編纂所・影写本』、その他)。
- (64) 近江水口加藤子爵家文書(一) (同右)、その他。
- (65) 注63に同じ。
- (66) 芝文書(『東大史料編纂所・影写本』) 大阪市立博物館所蔵文書、その他。
- (67) 本法寺文書(一) (『東大史料編纂所・影写本』、その他)
- (68) 溝口文書(同右)
- (69) 浅野文書(一) (同右)、『浅野家文書』二五八号。
- (70) 松浦文書(同右)、京都大学国史研究會編『平戸松浦家資料』一一五頁。
- (71) 『イェズス会日本年報』下(雄松堂書店、一九六九年)一三三頁に、「日本の文字で認められた日本語の文章に印を押したものが、博多湾に停泊中のポルトガル人船長に手渡されたことが記されている。
- (72) 『浅野家文書』一三六五・二六六号、その他。
- (73) 拙稿「御掟・御掟追加をめぐって」(『日本近世史論叢』上、吉川弘文館、一九八四年七月)
- (74) 『毛利家文書』(一)、一一二五号、その他。
- (75) 拙稿「田麦年貢三分一徴収と荒田対策―豊臣政権末期の動向をめぐって―」(『名古屋大学文学部研究論集』史学一八、一九七一年三月)
- (76) 中村不能斎採集文書(一) (『東大史料編纂所・写本』)。
- (77) 上坂文書(一) (同右・影写本)、その他。
- (78) 竹内恒三氏所蔵文書(同右・写真帳)。
- (79) 欠年の十月廿八日付・三奉行連署状。(『観音寺文書』(一) (同右、写真帳)。
- (80) 秋沢繁「天正十九年豊臣政権による御前帳徴収について」(『論集 中世の窓』、吉川弘文館、一九七七年十二月)。
- (81) 拙稿「人掃令をめぐって」(『名古屋大学日本史論集』下、吉川弘文館、一九七五年七月)
- (82) 元和八年二月十六日、毛利秀就・輝元(宗瑞)連印の法令。(『山口県史料』近世編法制上、三四頁)
- (83) 『島津家文書』(一)、三四四号。
- (84) 宮司引付(神宮文庫)、その他。
- (85) 観古文書抄(『東大史料編纂所・写真帳』、本園寺年譜(一) (同・謄写本)、その他)。
- (86) 勸修寺文書(一) (同右・影写本)、その他。
- (87) 慶光院文書(一) (同右)、その他。
- (88) 拙稿「関白外交体制をめぐって」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』、吉川弘文館、一九八七年四月)
- (89) 荻野三七彦「秀吉の『豊臣』印をめぐる諸問題」(『歴史手帖』四卷六号、

- 一九七六年六月、のち『古文書研究―方法と課題―』名著出版、に収録)
- (90) 尊経閣所蔵・外国文書(東大史料編纂所・写真帳)、その他。
- (91) 近衛家文書(一)(同右・影写本)
- (92) 注61所収の宣言(同書一八頁)
- (93)(94) 「駒井日記」(『改定史籍集覽』廿五、五二三頁)。
- (95) 『公卿補任』(同)、五〇三頁。
- (96) 京都東山御文庫記録「改元勅文部類」(東大史料編纂所・謄写本)、その他。
- (97) 玉村竹二「公帖考」(『日本禪宗史論集』下之二、思文閣出版、一九八一年)
- (98) 上島有「近世の武家書札と公帖―南禪寺公帖の形態論的研究―」(『撰大学術』B五号、一九八七年二月)
- (99) 丹後宗雲寺文書(東大史料編纂所・影写本)
- (100)(103)(104) 南禪寺文書(一)(同右・写真帳)。
- (101)(102)(105) 東福寺文書(一)(同右)。
- (106)(107) 尊経閣所蔵文書(同右)。
- (108) 金比羅宮文書(同右)。
- (109) 注93参照。内閣文庫蔵の「文祿日記」は原形に近い形で書状等が記されているので、復元に都合がよい。
- (110) 『張州雜誌』卷六十八。辻一氏所蔵文書(『清洲町史』五八八頁)
- (111) 『統群書類従』第二十三輯上。
- (112) 原文書として、尊経閣所蔵・加藤文書(東大史料編纂所・写真帳)は、加藤清正家蔵書(同・謄写本)と同じ。加藤文書(同・影写本)は紀伊徳川文書(同・影写本)の秀吉関係文書と同一である。ほかに下川文書(同・影写本)・阿部四郎五郎所蔵文書(内閣文庫)等にも多数の清正関係文書が収められている。
- (113) 加藤文書(東大史料編纂所・謄写本)、蘆簡集殘編(四)・(同右)
- (114) 武州文書(同)・(同)・(同右)・影写本、その他。
- (115) 墨俣町刊行「墨俣一夜城築城資料」(一九七八年)、滝喜義「前野文書が語る戦国史の展開」(マイタウン郷土資料選書、一九八〇年)、吉田蒼生雄全訳「武功夜話」全四冊(新人物往来社、一九八七年)
- (116) この文書は注115のすべてに収められ、写真によって原形を知ることができる。これ以外の文書についても、同様のことが指摘できる。